

定 額 給 付 金 子 育 て 応 援 特 別 手 当

3月中(予定)に、申請書を発送できるように準備作業を進めています。

〔 定額給付金は全世帯に、子育て応援特別手当は対象世帯に
それぞれの申請書を分けて発送します。 〕

問い合わせ先 定額給付金 総務部総務課 ☎(48)1111(内237)

子育て応援特別手当 民生部住民福祉課 ☎(48)1111(内226)

子育て応援 特別手当とは

平成20年度限りの緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)の第2子以降の子一人あたり、36,000円を支給するものです。

定額給付金とは

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行い、住民に広く給付することで、地域の経済対策を目的としたものです。

給付対象者一人につき12,000円(ただし、基準日において65歳以上の方および18歳以下の方については、一人につき20,000円です。)を給付するものです。

給付(支給)対象者は

給付(支給)対象者は、平成21年2月1日(基準日)において次のいずれかに該当する方です。

阿久比町の住民基本台帳に登録されている方

阿久比町の外国人登録原票に登録されている方